

京都市交通局管理規程 6-0 (京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 4 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

別表第 1 第 1 号中

「

17	京都駅前～銀閣寺道	四条河原町，河原町今出川，百万遍
特 17	京都駅前～錦林車庫前	四条河原町，河原町今出川，百万遍， 銀閣寺道

」

を

「

17	京都駅前～錦林車庫前	四条河原町，河原町今出川，百万遍， 銀閣寺道
----	------------	---------------------------

」

に，

「

55	立命館大学前～四条烏丸	北野白梅町，千本今出川，四条大宮
----	-------------	------------------

」

を

「

55	立命館大学前～四条烏丸	北野白梅町，千本今出川，四条大宮
57	錦林車庫前～京都駅前	三条京阪，四条河原町

に改め，同表第2号中

102	錦林車庫前，銀閣寺道，百万遍，出町柳駅前，河原町今出川，烏丸今出川，堀川今出川，今出川大宮，千本今出川，北野天満宮前，北野白梅町，わら天神前，金閣寺道，千本北大路，大徳寺道
-----	--

を

102	錦林車庫前，銀閣寺道，百万遍，出町柳駅前，河原町今出川，烏丸今出川，堀川今出川，今出川大宮，千本今出川，北野天満宮前，北野白梅町，わら天神前，金閣寺道，千本北大路，北大路バスターミナル
-----	--

に改め，同表第3号中

11	山越中町～三条京阪前	嗟峨小学校前，嵐山，帷子ノ辻，西大路四条
----	------------	----------------------

を

11	山越中町～三条京阪前	嗟峨小学校前，嵐山，帷子ノ辻，西大路四条
----	------------	----------------------

臨 18	みぶ交通局前～久我石原町	四条大宮，羅城門，小枝橋，竹田駅 西口，赤池
------	--------------	---------------------------

に，

特 81	横大路車庫前～横大路車庫前	中書島，棒鼻，竹田駅東口，塩小路 高倉
------	---------------	------------------------

を

特 81	横大路車庫前～京都駅前	中書島，棒鼻，竹田駅東口，塩小路 高倉
------	-------------	------------------------

に改める。

別表第2中第36号を削り，第4号から第35号までを1号ずつ繰り下げ，
第3号の次に次の1号を加える。

(4) 臨 18 号系統

				第一区間		久我石原町
				第一区間		久我
				国道赤池	円	220
				パルスプラザ前	円	220
		城南宮東口		200	220	220
		竹田駅西口		円	200	220
みぶ交通局前		220	220	220	220	220
		円	220	220	220	220

附 則

この改正規程は、平成17年3月12日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)